

# 高砂市議会定例会議案

事件議案Ⅱ・条例議案Ⅱ

令和7年3月

## 目 次

ページ

高議第4号	市道路線の認定について……………	1
高議第5号	市道路線の変更について……………	5
高議第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	7
高議第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて……………	9
高議第8号	高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて……………	13
高議第9号	高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	27
高議第10号	高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	31
高議第11号	高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	33
高議第12号	高砂市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	35
高議第13号	高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	37
高議第14号	高砂市建築手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	65
高議第15号	高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	73

高議第4号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## (伊 保 地 区)

整 理 番 号	路 線 名	起 終	点 点
1	伊保590号線	梅井三丁目416-8	番地先
		梅井三丁目416-1	番地先
2	伊保591号線	梅井三丁目451-15	番地先
		梅井三丁目453-10	番地先
3	伊保592号線	今市二丁目11-13	番地先
		今市二丁目11-8	番地先
4	伊保593号線	緑丘二丁目285-7	番地先
		緑丘二丁目285-2	番地先
5	伊保594号線	緑丘二丁目237-1	番地先
		緑丘二丁目237-10	番地先

## (曾 根 地 区)

整 理 番 号	路 線 名	起 終	点 点
6	曾根257号線	曾根町字御茶屋2301-60	番地先
		曾根町字御茶屋2301-35	番地先
7	曾根258号線	曾根町字松東618-2	番地先
		曾根町字松東621	番地先

## (米 田 地 区)

整 理 番 号	路 線 名	起 終	点 点
8	米田290号線	荒井町小松原四丁目5-17	番地先
		米田町古新字川ノ上131-1	番地先
9	米田291号線	米田町古新字川ノ上131-23	番地先
		米田町古新字川ノ上134-12	番地先
10	米田292号線	米田町古新字尾ノ下319-1	番地先
		米田町米田新字下毛田34	番地先
11	米田293号線	米田町米田新字庚申前186-76	番地先
		米田町米田新字庚申前188-4	番地先
12	米田294号線	米田町塩市字明田88-3	番地先
		米田町塩市字明田89-19	番地先

13	米田 2 9 5 号線	米田町島字音樋 1 6 9 - 1 1	番地先
		米田町島字音樋 1 6 9 - 6	番地先
14	米田 2 9 6 号線	米田町島字二反田 6 9 - 1	番地先
		米田町島字二反田 6 8 - 1 6	番地先
15	米田 2 9 7 号線	神爪一丁目 1 0 0 - 1	番地先
		神爪一丁目 1 0 0 - 8	番地先

(阿 弥 陀 地 区)

整 理 番 号	路 線 名	起 終	点 点
16	阿弥陀 3 0 6 号線	阿弥陀町北池字庄境 5 2 - 1	番地先
		阿弥陀町北池字庄境 5 2 - 2 5	番地先
17	阿弥陀 3 0 7 号線	阿弥陀町北池字庄境 1 - 3	番地先
		阿弥陀町魚橋字西ノ口 1 0 9 0 - 4	番地先



高議第5号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道の路線を次のとおり変更するものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

(米 田 地 区)

整 理 番 号	新 旧 の 別	路 線 名	起 終	点 点
1	旧	米田14号線	米田町米田新136-3	番地先
			米田町古新324-1	番地先
	新		米田町米田新136-3	番地先
			米田町古新324-1	番地先
2	旧	米田216号線	米田町米田979-18	番地先
			米田町米田979-24	番地先
	新		米田町米田979-18	番地先
			米田町米田971-163	番地先

(阿 弥 陀 地 区)

整 理 番 号	新 旧 の 別	路 線 名	起 終	点 点
3	旧	春日野・牛谷準幹線道路	春日野町2606-11	番地先
			北浜町牛谷210-3	番地先
	新		春日野町2606-11	番地先
			北浜町牛谷210-3	番地先



高議第6号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年高砂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

高議第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例を定めることについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の  
とおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(高砂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市職員の給与に関する条例(昭和30年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号中「1箇月」を「1か月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部改正)

第2条 高砂市消防団員退職報償金に関する条例(昭和39年高砂市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(高砂市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第3条 高砂市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例(昭和45年高砂市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 高砂市モーテル類似施設の建築等の規制に関する条例(昭和56年高砂市条例第28号)第15条第1項
- (2) 高砂市環境保全条例(平成11年高砂市条例第1号)第68条
- (3) 高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年高砂市条例第35号)第7条
- (4) 高砂市行政不服審査に関する条例(平成28年高砂市条例第6号)第11条
- (5) 高砂市個人情報の保護に関する条例(令和4年高砂市条例第29号)附則第3条第3項及び第4項

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

### (罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

### (高砂市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の高砂市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。



高議第8号

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高砂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市職員の給与に関する条例(昭和30年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「超える職員」の次に「及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの」を加え、同条第3項中「除く。）」の次に「及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの」を加える。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(以下「行8級職員等」という。))」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条第6項及び第7項を削る。

第7条の2第2項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第7条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加える。

第7条の4第2項第1号中「いう。))」を「いう。))」に改め、同条ただし書を削り、同項第2号中「1箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「6箇月」を「6か月」に、



「1箇月」を「1か月」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、前項第2号に定める額及び特別料金等相当額（支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第8条第3項中「給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第13条の2第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「者」を「職員」に、「第13条及び第14条の手当を」を「前条及び次条の手当は、」に改め、同条第3項中「給料月額」を「第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改め、同条第4項中「給料月額」を「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に

従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第20条第1項中「、第7条の3」を削る。

附則第31項中「当分の間、」を「平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間における」に改める。

附則に次の3項を加える。

39 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第7条の2の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の6」とする。

40 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第7条の2の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

41 当分の間、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員に対する第7条の2の適用については、附則第39項及び前項の規定にかかわらず、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の5」とする。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号	枝	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	号	給								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	1	171,400	213,500	250,300	269,700	291,100	314,100	344,800	458,300
		2	172,500	215,000	251,300	271,300	292,800	316,000	347,400	463,800
		3	173,600	216,500	252,300	272,900	294,500	317,900	350,000	468,800
		4	174,700	218,000	253,300	274,500	296,200	319,800	352,600	473,500
	2	1	175,800	219,500	254,300	276,100	297,900	321,700	355,200	477,500
		2	176,900	221,000	255,300	277,700	299,600	323,600	357,800	481,000
		3	178,000	222,500	256,300	279,300	301,300	325,500	360,400	484,000
		4	179,100	224,000	257,300	280,900	303,000	327,400	363,000	486,500
	3	1	180,200	225,500	258,300	282,500	304,700	329,300	365,600	488,500
		2	181,300	227,000	259,300	284,100	306,400	331,200	368,200	
		3	182,400	228,500	260,300	285,700	308,100	333,100	370,800	
		4	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	
	4	1	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	
		2	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	
		3	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	
		4	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	
	5	1	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	
		2	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	
		3	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	
		4	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	
	6	1	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	
		2	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	
		3	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	
		4	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	
	7	1	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	
		2	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	
		3	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	
		4	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	
	8	1	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	
		2	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	
		3	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	
		4	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	
	9	1	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	
		2	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	
		3	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	
		4	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	
	10	1	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	
		2	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	
		3	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	
		4	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	
	11	1	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	
		2	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	
		3	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	
		4	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	
	12	1	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	
		2	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	
		3	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	
		4	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
	13	1	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
		2	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
		3	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
		4	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
	14	1	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
		2	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
		3	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
		4	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
	15	1	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
		2	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
		3	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
		4	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	16	1	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
		2	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
		3	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
		4	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	

17	1	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	2	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	3	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
	4	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
18	1	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
	2	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
	3	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
	4	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
19	1	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
	2	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
	3	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
	4	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
20	1	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
	2	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
	3	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
	4	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
21	1	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
	2	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
	3	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
	4	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
22	1	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
	2	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
	3	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
	4	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
23	1	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
	2	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
	3	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
	4	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
24	1	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
	2	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
	3	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
	4	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
25	1	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
	2	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
	3	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
	4	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
26	1	257,200	298,300	346,000		397,500			
	2	257,500	298,600	346,400		397,800			
	3	257,800	299,000	346,800		398,000			
	4	258,100	299,200	347,000		398,200			
27	1		299,400	347,400					
	2		299,700	347,800					
	3		300,100	348,200					
	4		300,300	348,400					
28	1		300,600						
	2		301,000						
	3		301,400						
	4		301,600						
29	1		301,900						
	2		302,200						
	3		302,500						
	4		302,700						
30	1		303,000						
	2		303,300						
	3		303,600						
	4		303,800						
31	1		304,200						
	2		304,600						
	3		304,900						
	4		305,100						
32	1		305,300						
	2		305,600						
	3		306,000						
	4		306,200						
33	1		306,400						
	2		306,700						
	3		307,000						
	4		307,400						

34	1		307,600						
	2		307,900						
	3		308,200						
	4		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、医療職の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3(1) 行政職給料表等級別基準職務表の部4級の項中4を削り、5を4とする。

(高砂市企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 高砂市企業職員の給与に関する条例(昭和32年高砂市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第12条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第16条の4中「、地方公務員法第22条の4第1項」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第4条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元山高砂市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「附則第31項」を「附則第39項及び第40項」に改める。

第12条第4項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第24条第2項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項第1号中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項第3号中「(給与条例第7条の4第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る同条第5項に規定する支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「第7条の4第4項から第6項まで」を「第7条の4第5項から第7項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 給与条例第7条の4第2項第1号に規定する運賃等相当額を同条第6項に規定する支給単位期間（以下この項において「支給単位期間」という。）の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、前項第2号に定める額及び同条第3項に規定する特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（同項に規定する新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超えるパートタイム会計年度任用職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附則第2項の見出しを「(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)」に改め、同項中「当分の間、」を「令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間における」に改める。

附則に次の2項を加える。

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例）

7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第12条第4項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、「100分の6」とする。

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例）

8 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第12条第4項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

（高砂市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第4条 高砂市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年高砂市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第6項中「、第7条の3」を削る。

附則第13条中「、第6条及び第7条の2」を削る。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の高砂市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員であつてその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、令和10年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(高砂市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の高砂市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」



と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「定める職員」とあるのは「定める職員（以下この項において「行8級職員等」という。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（行8級職員等にあつては、零円）とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

7 改正後の条例第8条第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（高砂市企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

8 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の高砂市企業職員の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条第

2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、  
「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実

とする。  
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

附則別表 行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表（附則第2項関係）

3級				4級				8級																					
旧		新		旧		新		旧		新																			
号給	号枝給	号給	号枝給	号給	号枝給	号給	号枝給	号給	号枝給	号給	号枝給																		
28	1	27	4	26	1	25	4	1	1	1																			
	2				2				2			2																	
	3				3				3			3																	
	4				4				4			4																	
29	1			27	4			27	1			25	4	2	1	1													
	2								2						2			2											
	3								3						3			3											
	4								4						4			4											
30	1			27	4	28	1	25	4					3	1			1											
	2						2								2					2									
	3						3								3					3									
	4						4								4					4									
31	1					27	4					28	1	25	4					4	1	1							
	2												2								2			2					
	3												3								3			3					
	4												4								4			4					
	1	27	4						1	25	4		5							1	1								
	2								2											2					2				
	3								3											3					3				
	4								4											4					4				
	1								27				4		1	25	4			6					1	1			
	2														2										2			2	
	3														3										3			3	
	4														4										4			4	
	1			27	4						1				25			4	7	1					1				
	2										2									2									2
	3										3									3									3
	4										4									4									4
	1					27	4					1				25	4		8	1		1							
	2											2								2									2
	3											3								3									3
	4											4								4									4
	1	27	4									1			25			4	9	1	1								
	2											2								2									2
	3											3								3									3
	4											4								4									4
	1								27			4		1		25	4		10	1						1			
	2													2						2									2
	3													3						3									3
	4													4						4									4

1 1	1		3
	2		
	3		
	4		
1 2	1		4
	2		
	3		
	4		
1 3	1		
	2		
	3		
	4		
1 4	1	2	1
	2		1
	3		1
	4		1



高議第9号

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和30年高砂市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条の4の見出し中「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同条第1項中「又は疾病」を「、疾病」に、「世話を」を「世話又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める当該子の世話を」に改め、「いう。)」の次に「又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加」を加え、「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同条第2項中「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

第16条の2第1項中「定める者」の次に「(第16条の4第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置  
(高砂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 高砂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高砂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日とする第1条の規定による改正後の高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。





高議第10号

高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市地域交流センター条例の一部を改正する条例

高砂市地域交流センター条例（令和5年高砂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2高砂市高砂地域交流センターの款調理室の項中「200」の次に「(単独で使用する場合に限る。)」を加え、同表高砂市曾根地域交流センターの款市民ロビー（催しで使用する場合に限る。）の項中「(催しで使用する場合に限る。)」を削り、「300」の次に「(催しで使用する場合に限る。)」を加え、同表備考3を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の高砂市地域交流センター条例の規定により徴収したこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料の額が、この条例による改正後の高砂市地域交流センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の額を超える場合は、新条例第9条の規定にかかわらず、その超える額を還付する。

高議第11号

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高砂市国民健康保険条例（昭和34年高砂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「100分の7.44」を「100分の7.41」に改め、同条第2号中「31,662円」を「32,018円」に改め、同条第3号ア中「20,752円」を「20,573円」に改める。

第18条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第18条の6の5第2号中「12,652円」を「12,985円」に改め、同条第3号ア中「8,292円」を「8,343円」に改める。

第18条の6の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条の10第1号中「100分の2.75」を「100分の2.65」に改め、同条第2号中「14,172円」を「13,664円」に改め、同条第3号中「7,100円」を「6,712円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第22条の4第1項及び第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高議第12号

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を  
定めることについて

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第 号

### 高砂市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

高砂市自転車等の放置の防止に関する条例（平成8年高砂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条中「次の各号に」の次に「掲げる当該自転車等の区分に応じ、当該各号に」を加え、同条第1号中「2,000円」を「4,000円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した高砂市自転車等の放置の防止に関する条例第2条第2号に規定する自転車等（以下「自転車等」という。）に係る費用の徴収について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

高議第13号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市手数料条例の一部を改正する条例

高砂市手数料条例（昭和34年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の26の項中

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 9,100円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,600円
---	--

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 9,100円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,600円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,000円



令第1号) 第10条第 2号イ(2)及 びロ(2)に規 定する基準 (以下この 項において 「誘導仕様 基準」とい う。)による 場合	
建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令第10条 第2号イ(1) 及びロ(2)又 は同号イ(2) 及びロ(1)に 規定する基 準(以下こ の項におい て「誘導仕 様・計算併 用法」とい う。)による 場合	(1) 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの 29,000円 (2) 床面積の合計が200平方メー トル以上のもの 32,000円

に、「建築物エネルギー消費

性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第  
 10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準」を「誘導仕様基準」に、  
 「

	(7) 床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの 915,000 円	を
--	---	---

	(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 915,000円
全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 54,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 92,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 166,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 232,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 439,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 740,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,342,000円

に改め、同表の29の項から

32の項までを次のように改める。

29	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条に規定する認定建築	住宅一棟部分の建築物で住戸のエネルギー消費性住宅能基	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 6,600円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 7,100円
----	--	--------------------------------------	----------------------------	--

<p>「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)の申請に対する審査</p>	<p>物エネルギー消費性能向上計画に記載された同法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画における同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(以下「他の計画記載建築物の場合」という。)</p>	<p>準等 を定める省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)のみを有する建築物(以下「住宅建築物」という。)に係る確保計画である場合</p>	<p>「一戸建ての住宅」という。)の場合</p>
--	---	---	--------------------------

			<p>一戸建ての住宅以外の住宅の場合</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 63,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 220,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 347,000円</p>
		<p>住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合</p>	<p>住宅部分</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 63,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円</p>

				(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 220,000円
				(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 347,000円
	非住宅部分(建築物エネルギー消費性基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	(1)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		(2)	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
		(3)	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		(4)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
		(5)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
		(6)	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
		(7)	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
		(8)	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅戸建建築物エ	(1)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円

			建築物に係る確保計画である場合	エネルギー消費性能基準を定める省令第1条第1項第2号イ及びロ(2)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)による場合	(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 21,000円
				建築物エネルギー消費	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 27,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 30,000円

性能等を定める省令第1条第1項2イ(1)及びロ(2)又は同イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「仕様・計算法」という。)による場合

	その 他の 場合	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 39,000円
	一全 戸の 建戸 て仕 の様 の基 準 住に 宅よ る場 以合 外 の 住 宅 の 場 合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 62,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 119,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 170,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 308,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 500,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 881,000円
	全 の住 戸が 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 52,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 90,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 164,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 230,000円



				<p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 437,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 738,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,340,000円</p>
		その他の場合		<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 566,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 977,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,798,000円</p>
	住宅建築物	全ての住宅の戸仕様基準		<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 62,000円</p>

		以外の建築物に係る確保計画である場合	による場合	(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 119,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 170,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 308,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 500,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 881,000円
			全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 52,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 90,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 164,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 230,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 437,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 738,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,340,000円

	その 他の 場合	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 291,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 566,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 977,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,798,000円</p>
非 建 築 住 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 条 第 1 項 第 1 号		<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 93,000円(工場、倉庫その他の市長が定める建築物(以下「工場等」という。)の場合にあつては、22,000円)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円(工場等の場合にあつては、32,000円)</p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 158,000円(工場等の場合にあつては、46,000円)</p> <p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>

								<p>ロに規定する基準(以下「モデル建物基準」という。)による場合</p>	<p>ル未満のもの 264,000円(工場等の場合にあつては、118,000円)</p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 339,000円(工場等の場合にあつては、168,000円)</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 415,000円(工場等の場合にあつては、216,000円)</p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 482,000円(工場等の場合にあつては、260,000円)</p> <p>(8) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 644,000円(工場等の場合にあつては、379,000円)</p>
							<p>その他の場合</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 238,000円(工場等の場合にあつては、26,000円)</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円(工場等の場合にあつては、37,000円)</p> <p>(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 388,000円(工場等の場合にあつては、51,000円)</p>	

					<p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 563,000円（工場等の場合にあつては、125,000円）</p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円（工場等の場合にあつては、175,000円）</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 823,000円（工場等の場合にあつては、224,000円）</p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 935,000円（工場等の場合にあつては、270,000円）</p> <p>(8) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,187,000円（工場等の場合にあつては、390,000円）</p>
30	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合			確保計画に係る建築物の変更しようとする部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この項、次項、33の項及び34の項において同じ。）の前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同項の手数料の金額に相当する額

		その他の場合	変更部分の床面積の前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同項の手数料の金額に相当する額	
3 1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更等に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積の29の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同項の手数料の金額に相当する額	
		その他の場合	変更部分の床面積の29の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同項の手数料の金額に相当する額	
3 2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)の認定の	市長が定める機関により作成された建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	<p>一戸建ての住宅の場合</p> <p>(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 7,400円</p>
			一戸建ての住宅以外の住宅の場合	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 103,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 165,000円</p>

申請に対する審査	める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合		(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 234,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 368,000円	
		住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 103,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 165,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 234,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 368,000円
			非住宅部分	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 12,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 22,000円 (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円

					<p>(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 103,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 151,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 198,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 239,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 352,000円</p>
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この項において「誘導仕様基準」とい	<p>(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p>	



					う。)による場合
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この項において「誘導仕様・計算併用法」という。)による場合	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 27,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 30,000円
				その他の場合	(1) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 37,000円

		(2) 床面積の合計が200平方メートル以上のものの 42,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 37,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 126,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 328,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 533,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 940,000円
	全ての住戸が誘導仕様	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 52,000円

					様・計 算併用 法によ る場合	(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 90,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 164,000円 (4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 230,000円 (5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 437,000円 (6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 738,000円 (7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,340,000円
					その他 の場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 74,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 126,000円

					<p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 222,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 604,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1,045,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,923,000円</p>
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	<p>全ての住戸が誘導仕様基準による場合</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 37,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>

					未満のもの 126,000円
				(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 181,000円	
				(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 328,000円	
				(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 533,000円	
				(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 940,000円	
			全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 52,000円	
				(2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 90,000円	
				(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 164,000円	
				(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	

					未満のもの 230,000 円	
				(5) 床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの 437,000 円		
				(6) 床面積の合計が 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの 738,000 円		
				(7) 床面積の合計が 50,000平方メートル以 上のもの 1,340,000 円		
	その他 の場合	(1) 床面積の合計が300 平方メートル未満のも の 74,000円	(2) 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの 126,000円	(3) 床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 222,000 円	(4) 床面積の合計が 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの 310,000 円	(5) 床面積の合計が 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル

					未満のもの 604,000円
					(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1,045,000円
					(7) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1,923,000円
	非住宅部分	建築物			(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 93,000円
		エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合			(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 119,000円
					(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 158,000円
					(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 264,000円
					(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 339,000円
					(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル

					未満のもの 415,000円
					(7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 482,000円
					(8) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 644,000円
				その他 の場合	(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 238,000円
					(2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円
					(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 388,000円
					(4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 563,000円
					(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円
					(6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル



					未満のもの 823,000 円
					(7) 床面積の合計が 25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの 935,000 円
					(8) 床面積の合計が 50,000平方メートル以 上のもの 1,187,000 円

別表第1の33の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表の34の項中「第29条」を「第28条」に、「31の項」を「32の項」に改め、同表中35の項を削り、36の項を35の項とし、37の項から42の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の備考6中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表の備考7中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。



高議第14号

高砂市建築手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市建築手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市建築手数料条例の一部を改正する条例

高砂市建築手数料条例（平成12年高砂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「31,000円」を「53,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,000円」を「57,000円」に改め、同表4の項中「22,000円」を「25,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「34,000円」に改め、同表7の項中「21,000円」を「24,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「29,000円」を「33,000円」に改め、同表8の項中「19,000円」を「20,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同表21の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表22の項中「第55条第2項」の次に「又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号」を加え、同表備考11を同表備考12とし、同表備考10中「非住宅部分」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物」に、「備考9」を「備考10」に、「床面積の合計の区分」を「区分」に、「同表の右欄に掲げる」を「それぞれ同表の右欄に定める」に改め、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項」に、「の部分（以下「非住宅部分」という。）」を「（建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。以下同じ。）」に、「床面積の合計の区分」を「区分」に、「同表の右欄に掲げる」を「それぞれ同表の右欄に定める」に改め、同表備考9の表を次のように改める。

区分		金額
住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産	一戸建ての住宅の場合	4,500円
	一戸建ての住宅 以外の住宅の場合	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの

業省令・国土交通省令第1号)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)のみを有する建築物(以下「住宅建築物」という。)である場合		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
	住宅建築物以外の建築物である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			19,000円

	床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	43,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	78,000円
	床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	125,000円
	床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	189,000円
	床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	286,000円
非住宅部分（建 築物エネルギー 消費性能基準等 を定める省令第 1条第1項第1 号に規定する非 住宅部分をい う。）	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	9,000円
	床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方 メートル未満の もの	17,000円
	床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの	28,000円

	床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	85,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	134,000円
	床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	169,000円
	床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	211,000円
	床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	296,000円

別表備考9を同表備考10とし、同表備考8の次に次のように加える。

- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの

(以下この9において「仕様基準適用住宅」という。)である場合においては、建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

区分		金額
一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下「一戸建ての住宅」という。)の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	170,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	500,000円



仕様基準適用住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	881,000円
-----------------------------------	----------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表21の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市建築手数料条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。



高議第15号

高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

高砂市条例第 号

高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

高砂市消防団員退職報償金に関する条例（昭和39年高砂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団 長	239	344	459	594	779	979	1,079
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1,009
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班 長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市消防団員退職報償金に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。